

改訂鐵道省工事請負入札者心得書及ヒ契約書

本年二月十五日鐵道省達第六二號ヲ以テ同省工事請負入札者心得書及ビ工事請負契約書ノ改正ヲナセリ改訂ノ要點ハ從來一般ニ行ハレタル偏務的契約ノ條項ニ對シ之ヲ時勢ニ順應セシメタルニアルヲ以テ本誌ニ登載シ一般斯界ノ參考ニ供セントス尙同改正ニツキ二月二十一日鐵道請負業協會第八回總會ニ於テ本會會員工學士後藤佐彦君ノ講演アリ同協會會報第十一號ニ掲載サレシヲ同協會及ビ同君ノ好意ノモトニ轉載シ尙六號活字ニテ舊規程ヲ併載シ參照ニ便セリ

工事請負入札者心得書

第一條 入札及ヒ開札ハ別ニ公告(通知)シタル日時、局、課、所ニ於テ之ヲ行フ

第二條 入札ニ加ハラムトスル者ハ入札期日ノ前日迄ニ大正十一年四月大藏省令第三十三號第一條乃至第四條ノ資格證明書ヲ當該局、課、所ニ差出シ其ノ承認ヲ受クヘシ但シ一納稅期間内ニ於テ同一局、課、所ニ差出シタルモノアルトキ其ノ證明事項ニ異動ナキモノニ限り承認ヲ經テ之ヲ省略スルコトヲ得

第三條 入札者ハ入札前豫メ示方書、圖面、契約書案及現場等ヲ熟覽シ置クヘシ

第四條 入札者ハ入札保證金トシテ納ムヘキ現金ニ第一號書式ノ提出書ヲ添ヘ掛員ノ檢印ヲ受ケ當該出納官吏ニ提出シ其ノ領收證書ヲ受取り入札時刻前之ヲ掛員ニ示スヘシ

國債ヲ以テ納ムルモノハ第二號書式ノ提出書ヲ添ヘ掛員ニ納付シ領收證書ヲ受取ルヘシ

第五條 入札書ハ第三號書式ニ依リテ作り記名捺印(外國人ハ署名ヲ以テ捺印ニ代フルコトヲ得)ノ上封緘シテ指定ノ

日時ニ掛員ノ指揮ニ從ヒ入札書函ニ投入スヘシ

入札ハ郵便(書留ニ限ル)ヲ以テ送付スルコトヲ得

前項入札書ノ封筒ハ第四號書式ニ依リ記載スヘシ

代人ヲ以テ入札セムトスルモノハ委任狀ヲ提出スヘシ

入札書中金員ニ關スル一、二、三、十ノ文字ハ壹、貳、參、拾ノ字體ヲ用フヘシ

第六條 一旦提出シタル入札書ハ之カ引換變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 開札ハ入札者ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ但シ入札者出席セサルカ又ハ出席セサル者アルトキハ入札ニ關係ナキ

官吏ヲシテ開札ニ立會ハシムヘシ

入札ハ豫定價格ノ制限内ニ於テ入札金額ノ最低ノモノヲ以テ落札トス若シ同價額ノモノアルトキハ直ニ抽籤(抽籤ス

ヘキ者出席セサルトキハ立會官吏抽籤ス)ヲ以テ落札者ヲ定ムヘシ

入札金額カ悉ク豫定價格ニ超過スルトキハ直ニ出席入札者ヲシテ再入札ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第八條 落札者落札ノ通知ヲ受ケタルトキハ第五號書式ニ依リ請負金額内譯書ヲ作り契約締結前ニ契約擔當者ニ差出ス

ヘシ

前項内譯書中不相當ト認ムルモノアルトキハ之カ更定ヲ爲サシムルコトアルヘシ但シ之カ爲落札金額ヲ増減セサルモノトス

第九條 落札者ハ落札ノ通知ヲ受ケタル當日ヨリ起算シ十日以内(休暇日ヲ除ク)ニ契約保證金トシテ落札金額ノ百分ノ

十以上(圓未満切上)ニ相當スル現金又ハ國債ヲ納ムヘシ(期間ハ適宜短縮スルコトヲ得)

第十條 前條ノ契約保證金ハ現金ニ在リテハ第一號書式ノ提出書ヲ當該局、課、所ニ差出シ掛員ノ檢印ヲ受ケ當該出納

官吏ニ納付シ其ノ領收證書ヲ受取り之ヲ同局、課、所ニ差出シ國債ニ在リテハ第二號書式ノ政府保官有價證券振込書

ヲ當該局、課、所ニ差出シ掛員ノ檢印ヲ受ケ日本銀行ニ振込ミ振込濟通知書ノ交付ヲ受ケ之ヲ當該局、課、所ニ差出シ其ノ受領證書ヲ受取ルヘシ

第十一條 入札保證金又ハ契約保證金ハ入札者又ハ落札者ノ請求ニ依リ本省建設局、工務局、工作局、電氣局、建設、改良、電氣事務所（鐵道局ニ於テハ工務課、工作課、電氣課、運輸、保線、電力事務所）ニ於テ便宜第四條又ハ前條ニ準シ納付セシムルコトアルヘシ但シ之カ通知ニ要スル郵便電信料ハ請求人ノ負擔トス

第十二條 落札者ハ契約保證金ノ納付ヲ了シタルトキハ速ニ第六號書式ノ契約書ヲ作り當該局、課、所ニ差出スヘシ
第十三條 入札保證金ハ落札者ニ對シテハ前條手續ヲ了シタルトキ其ノ他ノ者ニ對シテハ落札者決定後之ヲ還付スヘシ
落札者ナキトキハ入札保證金ハ入札場所閉鎖ノ際直ニ之ヲ還付スヘシ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ當該者ノ入札ヲ無効トシ其ノ入札保證金ハ當省ニ於テ之ヲ取得スヘシ

一 同價入札ノ抽籤ヲ辭シタルトキ

二 落札者契約ノ締結ヲ辭シ又ハ期限内ニ契約保證金ヲ納付セサルカ若ハ請負金額内譯書及ヒ契約書ヲ差出サ、ルト
キ

三 會計規則第九十七條ニ該當スト認メラレタル者及ヒ同條該當者ヲ入札代理人トシテ使用シ又ハ競争ニ加ハル資格ナキ者入札シタルトキ

（參照）

「會計規則第九十七條 各省大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタル者ヲ爾後二年間競争ニ加ハラシメサルコトヲ得之ヲ代理人、支配人、番頭、手代又ハ技術者トシテ使用シタル者亦同シ

一 契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ工事、製造又ハ物件ヲ粗雜ニシ又ハ其ノ品質數量ニ關シ欺罔ノ行爲アリタル者

- 二 競争ニ際シ不當ニ價格ヲ競上ケ又ハ競下クル目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者
- 三 競争ノ加入ヲ妨害シ又ハ競落者ノ契約締結若ハ契約ノ履行ヲ妨害シタル者
- 四 検査監督ニ際シ掛員ノ職務執行ヲ妨ケタル者
- 五 正當ノ理由ナクシテ契約ヲ履行セザリシ者
- 六 前各號ノ一ニ該當スト認メラレタル後二年ヲ經過セサル者ヲ契約ニ際シ代理人、支配人、番頭、手代又ハ技術者トシテ使用スル者

第十五條 前條ニ依リ當省ニ於テ入札保證金ヲ取得スル場合ニ於テハ國債證券ハ價格ヲ問ハス全部之ヲ取得ス

第十六條 左ノ場合ニ於テハ當該者ノ入札ヲ無効トシ其ノ入札保證金ハ之ヲ還付スヘシ

- 一 入札保證金カ規定ノ割合ニ満たサルトキ
- 二 入札掛員ニ於テ入札書ニ記載セル工事名及ヒ金員其ノ他主要ナル事項ヲ確認スルコト能ハサルトキ
- 三 郵便ヲ以テ入札書ヲ差出シタル場合ニ於テ其ノ封筒ニ依リ入札書ナルコトヲ確認シ難キトキ

(第一號書式)

何 局、 課 所

歳入歳出外保管金提出書

一金 何圓也

但シ何々工事入札保證金(何々工事契約保證金)

右提出候也

年 月 日

住所

歳入歳出外現金出納官吏

官 氏 名 宛

(第二號書式)

政府保管國債提出書振込書

一金 何 圓 也

但シ何々工事入札保證金(何々工事契約保證金)

一何國債證書 記番號 額面金何圓 何枚

右 提 出 候 也

年 月 日

住 所

氏 名 印

(第三號書式)

契約擔當者宛(振込ハ日本銀行宛)

工 事 請 負 入 札 書

一金 何 圓 也

何々工事請負金額

右入札者心得書承諾ノ上入札候也

年 月 日

住 所

氏 名 印

稟 報 改訂鐵道省工事請負入札者心得書及ヒ契約書

契約擔當者宛

(備考) 入札書ハ封筒ニ入レ何々入札書ト表記スヘシ

代理人ニ於テ入札シタルトキハ委任者ノ住所氏名ヲ記載シ「右代理人」トシ記名捺印スヘシ

(第四號書式)

何 地	局 課 所	契 約 擔 當 者 宛	何 月 何 日 何 時 開 札	何 々 入 札 書
			(イ)	

(備考) 裏面ニ入札者住所氏名ヲ記入シ封シ目ニ捺印スヘシ

(イ) 欄ニ書狀ノ受領日時ヲ記シ掛員認印スヘキヲ以テ此ノ空欄ヲ設クヘシ

(第五號書式)

請負金額内譯書

一金何圓也 何々工事請負金額

内譯

何圓 何々

如シ

第一條 乙ハ本契約ノ履行ヲ擔保スル爲前記契約保證金ヲ義務完了ノ日迄甲ニ預ケ置クモノトス保證金ハ設計變更ノ爲請負金額ニ増減ヲ生スルコトアルモ増減ヲ爲サ、ルモノトス

保證金ハ第三條第一項ニ依リ完済部分（工事ヲ二個以上ニ區分シ個々ニ受渡ヲ爲ス場合）同條同項ニ依リ既済部分又ハ第十六條ニ依リ既成工作物ノ受渡ヲ爲シタルトキハ乙ノ請求ニ依リ其部分ニ對スル割合額ヲ還付スヘシ

第九條第一項但書ニ依リ既済部分ニ對スル保留金アルトキハ既済部分ニ相當スル保證金ハ乙ノ請求ニ依リ漸次還付スヘシ

保證金ハ第十七條ニ依リ一部解約ヲ爲シタルトキハ甲ニ於テ割合額ヲ定メ還付スヘシ

第十九條ノ場合ニ於テハ契約保證金ノ全部（本條第二項及ヒ第四項ニ依リ割合額ヲ還付シタル場合ハ其ノ殘額）ヲ取得スルモノトス但シ本條第三項ニ依リ保證金ノ一部若ハ全部ヲ還付シタル後ナルトキハ其ノ還付額ニ相當スル額ヲ支拂金中ヨリ引去ルヘシ

第二十條ノ場合ニ於テハ契約保證金ノ全部ヲ還付スヘシ

甲カ國債ニ依ル保證金ヲ取得スル場合ニ於テハ其ノ國債ノ全部及ヒ之ニ附屬スル支拂期日前ニ係ル利札ヲモ共ニ直ニ甲ノ所得トス

參考第一條 乙ハ本契約ノ履行ヲ擔保スル爲メ前記契約保證金ヲ義務完了ノ日マデ甲ニ預ケ置クモノトス契約保證金ハ設計變更ノ爲メ請負金額ニ増減ヲ

生シ又ハ有價證券ヲ以テ保證金ニ充當シタル場合ニ於テ後日價格ニ異動ヲ生スルコトアルモ増減ヲナササルモノトス但第八條第一項但書ニ依リ既済部

分ニ對スル保留金アルトキハ之ニ相當スル保證金ハ乙ノ請求ニ依リ漸次還付スルコトアルヘシ（但書ハ契約保證金一部還付ノ場合ニ限り適用ス）

第二條 乙ハ、、年、、月、、日迄ニ起工シ、、年、、月、、日迄ニ之ヲ竣功スヘシ

（本條ハ工事ヲ二個以上ニ區分セサル場合ニ適用ス）

第二條 本工事ノ區分及ヒ起工竝竣功期日ハ左ノ通トス

イ、年、月、日迄ニ起工、年、月、日迄ニ竣功

此ノ請負金額、

年、月、日迄ニ起工、年、月、日迄ニ竣功

工、

此ノ請負金額、

年、月、日迄ニ起工、年、月、日迄ニ竣功

(本條ハ工事ヲ二個以上ニ區分シ個々ニ受渡ヲ爲ス場合ニ適用ス)

第二條 乙、年、月、日迄ニ製作ニ著手シ、年、月、日迄ニ工事ヲ竣功スヘシ但シ甲ノ都合ニ依リ竣功期限内ニ取付ニ著手セシムルコトヲ得サルトキハ甲ノ指定スル著手ノ日ヨリ、日間ニ竣功スヘシ

(本條ハ聯動裝置計重臺其ノ他特殊工事ニ適用ス)

參考第二條 乙ハ大正 年 月 日迄ニ起工シ同 年 月 日迄ニ之ヲ竣功スヘシ

第三條 工事全部竣功ノ上ハ乙ヨリ甲ニ届出テ甲ニ於テ検査ヲ遂ケ完全ト認メタルトキハ之カ受渡ヲ爲スヘシ但シ第七條ニ依リ設計變更又ハ中止ノ爲竣功期限ヲ變更シタル場合ニ於テ當初契約シタル期限到來シタルトキハ設計變更及ヒ之ニ關聯シタル部分又ハ中止シタル部分ヲ除キタル既濟部分ニ對シ乙ノ請求ニ依リ受渡ヲ爲スコトアルヘシ

工事受渡前ニ生シタル損害ハ乙ノ負擔トス但シ甲ノ責ニ歸スヘキ事由アルトキ又ハ稀有ノ天災事變ニ起因スル既濟部分ノ損害ニシテ甲カ重大ト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

(本條ハ工事ヲ二個以上ニ區分セサル場合ニ適用ス)

第三條 前條各個ノ工事竣功ノ上ハ其ノ都度乙ヨリ甲ニ届出テ甲ニ於テ検査ヲ遂ケ完全ト認メタルトキハ各別ニ之カ受

渡ヲ爲スヘシ但シ設計變更又ハ中止ノ爲期限ヲ變更シタル場合ニ於テ當初契約シタル期限到來シタルトキハ設計變更及之ニ關聯シタル部分又ハ中止シタル部分ヲ除キタル既濟部分ニ對シ乙ノ請求ニ依リ受渡ヲ爲スコトアルヘシ
 工事受渡前ニ生シタル損害ハ乙ノ負擔トス但シ甲ノ責ニ歸スヘキ事由アルトキ又ハ稀有ノ天災事變ニ起因スル既濟部分ノ損害ニシテ甲カ重大ト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

(本條ハ工事ヲ二個以上ニ區分シ個々ニ受渡ヲ爲ス場合ニ適用ス)

參考第三條 工事全部竣功ノ上ハ乙ヨリ甲ニ届出テ甲ニ於テ検査ヲ遂ケ完全ト認メタルトキハカ受渡ヲ爲スヘシ

本工事中左ノ工事ハ甲ニ於テ各個ノ完濟部分ニ對シ前項ニ依リ其ノ都度受渡ヲ爲スコトアルヘシ

何 工 事

此ノ請負金額金何圓也

何 工 事

此ノ請負金額金何圓也

工事受渡前ニ生シタル損害ニシテ甲ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ起因スルモノハ總テ乙ノ負擔トス

第四條 乙ハ別紙圖面及ヒ示方書ニ違フコトナク其ノ工事ヲ施行スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ甲乙協定ノ上乙ノ負擔ニ於テ之ヲ施行スヘシ

一 工事些少ノ變更

二 圖面及ヒ示方書ニ明記セサル些少ノ工事

參考第四條 乙ハ別紙圖面及ヒ示方書ニ違フコトナク其ノ工事ヲ竣功スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ甲ノ指揮ニ從ヒ乙ノ負擔ニ於テ之ヲ施行スヘシ

一 圖面及ヒ示方書ニ明記セサル些少ノ工事

二 建物ニ於ケル些少ノ模様管

第五條 甲ハ工事施行上ノ必要ニ依リ乙ニ隨時臨機ノ處置ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ特別ノ費用ヲ要スルトキハ甲之ヲ支拂フヘシ

参考第五條 甲ニ於テ工事施行上ノ必要ニ依リ乙ニ對シ隨時隨地ノ處置ヲ命シタルトキハ乙ノ費用ヲ以テ施行スヘシ

第六條 工事施行並精算ノ結果契約ノ數量ニ異動ヲ生シタルトキハ請負金額内譯書ニ明記スル單價ニ依リ算出シ請負金額ヲ増減スヘシ

築堤中地盤不良ニ因リ陷落ヲ來シタルトキハ之カ補充ニ要スル土坪中其ノ陷落區間請負坪數ノ十分ノ三迄ハ之カ代價ヲ支拂ハス

前項ニ依リ代價ノ支拂ヲ要スル場合請負金額内譯書ノ單價ニ依ルヲ甲ニ於テ不適當ト認ムルトキハ甲乙協定ノ單價ニ依ル此ノ場合ニ於テ沈降土坪數ヲ測定スルニハ總テ土取場ニ於ケル切取立一坪ヲ以テ築堤立一坪ニ計算スルモノトス

参考第六條 工事施行ノ結果豫定ノ數量ニ異動ヲ生シタルトキハ請負金額内譯書ニ明記スル單價ニ依リ算出シ其ノ請負金額ヲ増減スヘシ但土盛工事中地盤不良ニ因リ陷落ヲ來シタルトキ之カ補充ニ要スル土坪中其ノ陷落區間請負坪數ノ十分ノ三迄ハ甲ハ之カ代價ヲ支拂ハス

前項但書ノ場合ニ於テ代價ノ支拂ヲ要スルトキ請負金額内譯書ノ單價ニ依リ雖キモノアルトキハ甲ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第七條 甲ハ工事ノ設計ヲ變更シ又ハ一時工事中止セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ請負金額ハ請負金額内譯書ノ單價若ハ其ノ之ニ依ルヲ甲ニ於テ不適當ト認ムルモノアルトキハ甲ノ相當ト認ムル單價ニ依リ之ヲ増減シ又竣功期限ハ必要ニ依リ全部又ハ一部ノ伸縮ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ乙ニ重大ノ損害ヲ來シタルトキハ甲ハ相當ト認ムル補償ヲ爲スヘシ

前項ノ損害カ現場ニ存在スル検査濟材料ニシテ本契約ノ工事ニ使用シ能ハサルニ起因スルトキハ甲ハ之カ賠償ヲ爲シ又ハ代價ヲ支拂フモノトス

参考第七條 甲ハ工事ノ設計ヲ變更シ又ハ一時中止ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ請負金額ヲ増減スヘキ必要アルトキハ請負金額内譯書ノ單價ニ依リ其ノ之ニ依リ雖キモノアルトキハ甲ニ於テ相當ト認ムル所ニ依リ計算シ其ノ金額ヲ増減シ若シ竣功期限ヲ伸縮スル必要アルトキハ相當ノ伸縮ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ現場ニ存在スル検査濟材料ニシテ本契約ノ工事ニ使用シ能ハサルニ至リタルモノアルトキハ乙ニ重大ノ損失ヲ及ホスト認ムルトキニ限り甲ニ於テ相當ト認メタル賠償ヲ爲シ又ハ代價ヲ支拂フコトアルヘシ

第八條 前條第一項ノ中止ニシテ其ノ期間カ繼續シテ六箇月以上ニ及フトキハ乙ハ契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第九條 請負金額ハ工事全部受渡ノ上支拂フモノトス但シ全部受渡前ト雖乙ヨリ既成部分ニ對シ支拂ヲ請求スルトキハ
甲ハ検査ノ上其ノ既濟部分ニ對スル代價ノ十分ノ九以内ヲ支拂フコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ請負金額内譯書ニ明記スル單價ニ依リ其ノ代價ヲ算出ス但シ建物工事に在リテハ出來高歩通
ニ依リ算出スルコトヲ得

聯動裝置、計重臺、鐵骨其ノ他工事ニシテ製作完成シ甲ノ検査ヲ受ケタル上現場へ持込ヲ了シタルトキハ製作代價ノ
十分ノ九以内ヲ支拂フコトアルヘシ

(本項ハ聯動裝置、計重臺其ノ他特殊工事ニ適用ス)

第三條第一項(工事ヲ二個以上ニ區分シ個々ニ受渡ヲ爲ス場合)同條同項但書及ヒ第十六條ニ依リ受渡ヲ爲シタル部
分ニ對スル代價ハ其ノ都度之ガ全額ヲ支拂フヘシ

既濟部分ニ對シ代金ヲ支拂フト雖工事受渡前ニ生シタル損害ニ付テハ第三條第二項ノ規定ニ依ル

參考第八條 請負金額ハ工事全部受渡ノ上支拂フモノトス但全部受渡前ト雖トモ乙ヨリ既成部分ニ對シ支拂ヲ請求スルトキハ甲ハ検査ノ上其ノ既濟部分
ニ對スル代價ノ十分ノ九以内ヲ支拂フコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ請負金額内譯書ニ明記スル單價ニ依リ其代價ヲ算出ス

既濟部分ニ對シ代金ヲ支拂フト雖トモ其ノ工事受渡前ニ生シタル損害ニ付テハ第三條第二項ノ規定ニ依ル

第十條 乙ハ甲ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ本契約ノ履行ヲ第三者ニ委任シ又ハ本契約ヨリ生スル債權ヲ讓渡スルコトヲ
得ス

參考第九條 乙ハ甲ノ承諾ヲ受クルニアラサレハ本契約ノ履行ヲ第三者ニ委任シ又ハ本契約ヨリ生スル債權ヲ讓渡スルコトヲ得ス

第十一條 乙ハ本工事ニ關シ甲又ハ甲ノ指定スル掛員ノ指揮監督ヲ受ケ且乙ノ負擔ニ屬スル材料ハ其ノ使用ニ先チ總テ

検査ヲ受クヘシ若シ其ノ手續ヲ爲サ、ルトキハ使用ノ後ト雖乙ニ之カ引換ヲ爲サシムルコトアルヘシ

參考第十條 乙ハ本工事ニ關シ甲又ハ甲ノ指定セル掛員ノ指揮監督ヲ受ケ且乙ノ負擔ニ屬スル材料ハ其ノ使用ニ先チ總テ検査ヲ受クヘシ若シ其ノ手續ヲ爲ササルトキハ使用ノ後ト雖モ乙ニ之カ引換ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 乙又ハ其ノ代理人ハ常ニ現場ニ出頭シ事務ヲ處理スヘシ但シ甲ニ於テ其ノ代理人ヲ不適當ト認ムルトキハ交替セシムヘシ

參考第十一條 乙ハ現場ニ出頭シ事務ヲ監視スヘシ其出頭シ難キトキハ

不適當ト認ムルトキハ交替ヲ命スルコトアルヘシ

相當代理人ヲ差出スヘシ但甲ニ於テ其代理人ヲ

第十三條 乙ハ工事遂行上適當ナル技術者ヲシテ現場ニ於ケル一切ノ工事ヲ監督セシムヘシ數工區ニ涉ル場合ニハ各工區ニ付亦同シ但シ甲ニ於テ其ノ技術者ヲ不適當ト認ムルトキハ交替セシムヘシ

參考第十二條 乙ハ相當ノ技術者ヲシテ現場ニ於ケル一切ノ工事ヲ監督セシムヘシ

但甲ニ於テ其ノ技術者ヲ不適當ト認ムルトキハ交替ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 乙ハ適當ナル職工人夫ヲ選ミ秩序正シク作業セシムヘシ但シ掛員ニ於テ其ノ不適當ト認ムル者アルトキハ直ニ交替セシムヘシ

參考第十三條 工事ニ必要ナル職工人夫ハ適當ノ者ヲ選ミ嚴肅ナル秩序ヲ以テ之ヲ使役スヘシ但掛員ニ於テ工技拙劣又ハ所行不良ト認ムルトキハ乙ヲシテ直ニ之ヲ退去セシムヘシ

第十五條 乙ハ工事ニ従事スル者ノ衛生ニ關シ周到ナル注意ヲ以テ相當ノ設備ヲ爲スヘシ

參考第十四條 乙ハ工事ニ使役スル職工人夫ノ衛生ニ關シ周到ナル注意ヲ以テ相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第十六條 甲ハ工事ノ都合ニ依リ既成工作物ノ受渡ヲ請求シ又ハ受渡前ニ於テ之ヲ使用シ若ハ既成ノ工作物ニ對シ他ノ設備工事ヲ施行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ乙ニ損害ヲ及ホシタルトキハ甲ニ於テ相當ト認ムル補償ヲ爲スコトアルヘシ

參考第十五條 甲ハ工事ノ都合ニ依リ既成工作物ノ受渡ヲ請求シ又ハ受渡前ニ於テ既成ノ工作物ニ對シ他ノ設備工事ヲ施行シ又ハ之ヲ使用スルコトヲ得

第十七條 甲ノ都合ニ依リ工事ノ全部又ハ一部ニ付本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工事ノ既成部分ニ對スル代金及補償ニ付テハ第七條ノ規定ヲ準用ス

參考第十六條 甲ハ都合ニ依リ工事ノ全部又ハ一部ニ付本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工事ノ既成部分並現場ニ運送シ甲ノ検査ニ合格シタル材料ニ對スル代價工費其ノ他ノ費用ニシテ確證アルモノニ限り之ヲ支拂フ外甲ハ乙ニ對シ其ノ他ノ損害賠償ノ責ニ任セサルモノトス但右金額ハ第七條第一項ノ規定ヲ準用シテ之ヲ支拂ヒ其ノ工事ノ既成部分並材料其ノ他ノ物件ハ甲ノ所得トス

第十八條 天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ竣功期限内ニ工事ヲ竣功スルコト能ハサルトキハ乙ハ其ノ事由ヲ詳記シテ延期ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ甲ハ相當ト認ムル日數ノ延期ヲ與フヘシ

前項ノ事由ナクシテ期限内ニ竣功セサルトキハ甲カ契約ノ解除ヲ爲ス場合ノ外乙ハ検査中ノ日數ヲ除キ延滞日數一日ニ付當初請負金額ノ五百分ノ一ヲ遲滯料トシテ甲ニ支拂フヘシ但シ第三條第一項(工事ヲ二個以上ニ區分シ個々ニ受渡ヲ爲ス場合)同條同項但書及ヒ第十六條ニ依リ受渡ヲ爲シタル部分竝第十七條ニ依リ契約解除部分ニ對スル金額ハ之ヲ除ク

參考第十七條 天災事變其ノ他正當ノ理由ニ依リ竣功期限内ニ工事ヲ竣功スルコト能ハサルトキハ乙ハ其ノ理由ヲ詳記シテ延期ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ甲ハ相當ト認ムル日數ノ延期ヲ與フルコトアルヘシ

前項ノ事由ナクシテ期限内ニ竣功セサルトキハ甲カ契約ノ解除ヲ爲ス場合ノ外乙ハ延滞日數一日ニ付前記請負金額(依リ受渡ヲ爲シタル部分ニ對スル金額ハ之ヲ除ク)ノ五百分ノ一ヲ遲滯料トシテ甲ニ納ムヘシ但検査中ノ日數ハ之ヲ除ク

第十五條ニ

第十九條 左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除スヘシ

- 一 正當ノ事由ナクシテ乙カ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ
- 二 工事ノ監督検査ニ際シ乙若ハ其ノ代理人使用人等ニ於テ掛員ノ指揮ニ從ハス又ハ其ノ職務執行ヲ妨ケ若ハ詐欺其ノ他不正ノ形跡アルトキ

三 競争加入ノ資格ナキコトヲ發見シタルトキ

(隨意契約ノ場合ハ本項ヲ適用セス)

- 四 甲ニ於テ竣功期限内又ハ期限經過後相當ノ期間内ニ竣功ノ見込ナシト認定シタルトキ
- 五 乙ノ居所不明ナルトキ又ハ工事ヲ放棄シ若ハ正當ノ事由ナクシテ工事ヲ休止シタルトキ

(本條ハ契約保證金徵收ノ場合ニ適用ス)

第十九條 左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除シ且當初請負金額ノ十分ノ一(第三條第一項ニ依ル完済部分同條同項但書ニ依ル既済部分第十六條ニ依ル既成部分並第十七條ニ依ル既済部分ニ對シ支拂ヒタル請負金額ハ之ヲ除ク)ノ金額ヲ違約金トシテ取得スヘシ

(左記事項前ト同シ)

(本條ハ契約保證金免除ノ場合ニ適用ス)

第二十條 左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除スヘシ

- 一 正當ノ事由ヲ以テ乙カ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ
- 二 乙カ競争加入ノ資格ヲ喪失シタルトキ
- (隨意契約ノ場合ハ本項ヲ適用セス)

三 乙カ無能力者トナリタルトキ

四 乙カ家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

(本條ハ契約保證金徵收ノ場合ニ適用ス)

第二十條 左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ違約金ヲ取得セスシテ本契約ヲ解除スヘシ

- 一 正當ノ事由ヲ以テ乙カ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ
- 二 乙カ競争加入ノ資格ヲ喪失シタルトキ

(隨意契約ノ場合ハ本項ヲ適用セス)

三 乙カ無能力者トナリタルトキ

四 乙カ家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

(本條ハ契約保證金免除ノ場合ニ適用ス)

參考第十八條 左ニ掲グル事項ノ一ニ當ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除シ且前記請負金額ノ十分ノ一以內ニ於テ甲ノ相當ト認ムル金額ヲ違約金トシテ納付セシムヘシ

一 乙ニ於テ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ

二 工事ノ検査監督ニ際シ乙若クハ其ノ代理人使用人等ニ於テ掛員ノ指揮ニ從ハス又ハ其ノ職務執行ヲ妨ケ若クハ詐偽其ノ他不正ノ形跡アルトキ

三 競争加入ノ資格ナキコトヲ發見シタルトキ

四 甲ニ於テ竣功期間内又ハ其ノ期限經過後相當ノ期間内ニ竣功ノ見込ナシト認定シタルトキ

五 乙ノ居所不明ナルトキ又ハ工事ヲ放棄シ若クハ正當ノ事由ナクシテ工事ヲ休止シタルトキ

六 前各號以外本契約ノ各條項ニ違背シタルトキ

甲ハ乙カ競争加入ノ資格ヲ喪失シ若クハ無能力者トナリタルトキ及ヒ家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ本契約ヲ解除スルコトヲ得

第二十一條 第十九條又ハ前條ノ場合ニ於テ工事既濟部分アルトキハ甲ハ第九條第一項ニ依リ支拂ヲ爲シタル部分ハ其ノ支拂殘額ヲ其ノ以外ノ部分ハ第七條第一項ノ規定ヲ準用シ相當金額ヲ支拂ヒ共ニ之ヲ取得スヘシ

參考第十九條 前條ノ場合ニ於テ工事既濟部分アルトキハ甲ハ第八條第一項ニ依リ支拂ヲ爲シタル部分ハ其ノ支拂殘額ヲ又其ノ以外ノ部分ハ第七條第一項ノ規定ヲ準用シ相當金額ヲ支拂ヒ共ニ之ヲ取得スヘシ

第二十二條 乙カ死亡シタル場合ハ甲ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ乙ノ承繼人ヨリ本契約ノ履行ヲ申出ツルトキハ甲カ不適當ト認ムル場合ノ外之ヲ承認スヘシ

參考第二十條 工事施行中乙カ死亡シタル場合ハ甲ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十六條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ乙ノ承繼人ヨリ本契約ノ履行ヲ申出ツルトキハ甲カ不適當ト認ムル場合ノ外之ヲ承認スヘシ

第二十三條 圖面又ハ工事示方書ニ違ヒタル廉アルトキハ甲ノ指定セル期限内ニ乙ハ自費ヲ以テ修補ヲ爲スヘシ若シ乙

ニ於テ之ヲ爲ササルトキハ甲ハ乙ノ費用ヲ以テ修補シ若ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第十七條第二十一條及ヒ第二十二條第一項ノ既濟部分ニ對シ之ヲ準用ス

參考第二十一條 圖面又ハ工事示方書ニ違ヒタル廉アルトキハ甲ノ指定セル期限内ニ乙ハ自費ヲ以テ修補ヲ爲スヘシ若シ乙ニ於テ之ヲ爲サ、ルトキハ甲ハ乙ノ費用ヲ以テ修補ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ爲サシメ若クハ該部分ヲ無代價ニテ甲ノ所得ト爲スヘシ甲ノ指揮ニ從ヒ爲スヘキ工事カ其ノ指揮ニ違ヒタル廉アルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ第十六條第十九條及ヒ第二十條第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 第十八條第二項ノ遲滯料第十九條ノ違約金第二十三條ノ費用及第二十八條ノ辨償金ハ甲ノ指定セル期日迄

ニ納付スヘシ若シ之ヲ納付セサルトキハ甲ニ於テ支拂金ヨリ之ヲ引去リ尙不足スルトキハ追徴スヘシ

參考第二十二條 第十七條第二項ノ遲滯料第十八條ノ違約金第二十一條ノ費用 及ヒ第二十四條第二項ノ辨償金ハ甲ノ指定セル期日迄ニ納付スヘシ若シ之ヲ納付セサルトキハ甲ニ於テ支拂金ヨリ之ヲ引去リ尙不足スルトキハ追徴スヘシ

第二十五條 本工事ノ瑕疵ニ付テハ乙ハ引渡後左ノ區別ニ從ヒ擔保ノ責ニ任ス

木造ノモノ 一個年

木造以外ノモノ 二個年

第二十六條 本工事ニ要スル、記ノ機械又ハ器具ハ乙ノ請求アルトキハ無料ニテ其ノ使用ヲ許諾スヘシ但シ該物品ノ運送費並ヒ修繕費ハ乙ノ負擔トス

送費並ニ修繕費ハ乙ノ負擔トス

前項ノ物品使用上ヨリ生スル損害ハ甲ニ於テ其ノ責ニ任セス

參考第二十三條 本工事ニ要スル左記(又ハ別紙記載)ノ機械又ハ器具ハ乙ノ請求アルトキハ無料ニテ其ノ使用ヲ許諾スヘシ但該物品ノ運送費並ヒ修繕費ハ乙ノ負擔トス

前項ノ物品使用上ヨリ生スル損害ハ甲ニ於テ其ノ責ニ任セス

物品使用済ノ上ハ乙ノ負擔ヲ以テ相當修理ヲ加ヘ工区内又ハ最寄ニ於テ甲ノ指定スル場所ニ之ヲ返付スヘシ

物品ハ善善ナル注意ヲ以テ使用シ其ノ毀損又ハ滅失シタルモノアルトキハ代品ヲ以テ返還スヘシ若シ代品ヲ得サル場合ニ於テハ甲ノ指定スル代價ヲ辨償スヘシ

第二十七條 本工事ニ要スル、記ノ材料ハ、ハ、ニ於テ甲ヨリ之ヲ支給スヘシ但シ支給ノ地ヨリ現場迄ノ運送費ハ總テ乙ノ負擔トス

第二十八條 第二十六條 第二十七條ノ物品又ハ材料ハ乙ニ於テ善良ナル注意ヲ以テ保管使用シ其ノ毀損又ハ滅失シタルモノアルトキハ代品若ハ甲ノ指定スル代價ヲ以テ辨償スヘシ但シ甲ノ責ニ歸スヘキ事由竝不可抗力ニ起因スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 第二十六條ノ物品使用済トナリタルトキハ修理ヲ加ヘ工区内又ハ最寄ニ於テ甲ノ指定スル場所ニ乙ノ負擔ヲ以テ之ヲ返付スヘシ第二十七條ノ支給材料ノ不用トナリタルモノニ付亦同シ

參考第二十四條 本工事ニ要スル左記ノ材料ハ貨車積ノ儘ニ於テ甲ヨリ之ヲ支給スヘシ但其ノ取卸シ及支給ノ地ヨリ現場迄ノ運送費ハ總テ乙ノ負擔トス

前項支給材料ハ乙ニ於テ保管ノ責ニ任スヘシ若シ毀損又ハ滅失シタルトキハ代品ヲ納付スルカ又ハ甲ノ指定スル代價ヲ辨償スヘシ又せめんと空袋ヲ亡失又ハ破損再用ニ堪ヘサラシメタルトキハ甲ノ指定スル代價ヲ辨償スヘシ

支給材料ノ不用トナリタルモノハ工区内又ハ最寄ニ於テ甲ノ指定スル場所ニ乙ノ負擔ヲ以テ之ヲ返付スヘシ

第三十條 本工事ニ要スル、記ノ材料ニシテ、ハ、間、ハ、ニテ運送スルモノハ其ノ積卸費用ハ乙ノ負擔トシ之カ運送ハ甲ノ負擔トス

參考第二十五條 本工事ニ要スル左記材料ニシテ同地間汽車ニテ運送スルモノハ其ノ積卸費用ハ乙ノ負擔トシ之カ運送ハ甲ノ負擔トス

第三十一條 乙ニ於テ、ハ、驛ヨリ工事現場間「とろり」ヲ使用シ材料ヲ運搬セムトスルトキハ甲ハ差支ナキ限り之ヲ許諾スヘシ此ノ場合之ニ從事スル職員其ノ他運搬及積卸ニ要スル費用ハ乙ニ於テ負擔スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ甲ノ「とろり」ヲ使用セシムルトキ其ノ修繕費其ノ他ノ負擔ハ第二十六條及ヒ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

參考第二十六條(削除)

右契約ノ證トシテ本證書ニ通ヲ作り甲乙各一通ヲ保管ス

年 月 日

工事請負契約書ノ改正ニ就テ

契約擔當者	官 氏	名 印
請 負 者	住 所 氏	名 印

(大正十二年二月二十一日鐵道請負業協會第八回總會ニ於テ)

工 學 士 後 藤 佐 彦

先年來鐵道省ニ於キマシテ契約書ノ改正ヲ企畫致シマシタノデ何レ之ガ定リマシタ上ハ皆様ノ前ニ御披露致シタイト考ヘテ居リマシタ所ガ先頃來野澤君鹿島君カラ本協會總會ノ席上デ説明シテ貰ヒタイト云フ御話デゴザイマシタノデ喜ンデ御受ケスルコトニ致シマシタ本夕皆様ノ御集リノ前ニサウ云フ機會ヲ御造リ下サイマシタコトハ深ク感謝致ス處デアリマス是ヨリ大體説明ヲ申上ゲマスニ付イテハ暫ク御清聽ヲ煩ハシタイト思ヒマス

鐵道省ノ契約書ハ工事請負入札心得書ノ附帶ト致シマシテ明治四十四年九月ノ制定ニ係リマス之ガ本年二月十五日ニ改正發表サル、コトニナツタノデアリマス今日迄契約書ヲ實施シテ參リマシタ跡ヲ見マスルト幾分今日ノ時代ニ適應シナイモノガアルノデアリマス夫ハドウ云フ點デアリカト云フト鐵道省ニ保留シテアリマス所ノ權利ガ稍々大キスギハシナイカト思ハレル節ガアルコトデアリマス往々局ニ當ル者ガ夫ヲ適用スルニ方リマシテ其裁量ノ見解ニ付イテ疑ヲ起スト云フ場合モアルノデアリマス夫カラ請負者ノ側カラ申シマスルト其裁量ノ如何ニ依ツテハ大キナ負擔ヲ課セラレハシナイカト云フ危惧ノ念ヲ懷カサレルヤウナ點モアルノデアリマス隨ツテ契約書ヲ極ク嚴重ニ適用シマスルト非常ニ大ナル打撃ヲ請負人ニ與ヘルト云フヤウナ場合モ今迄ハ往々ニシテアリマシタガ爲ニサウ云フ場合ニハ特別ニ之ヲ扱ヒマシテ

其打撃ヲ救済スルヤウナ方法ヲ講ジタノデアリマス夫ガ爲ニハ種々ノ手數ヲ要シマシテ事務ノ進捗上ニモ多少ノ障碍ヲ與ヘテ居ルノデアリマス加フルニ請負者ノ信用ト云フモノモ昔日ノ比デナクシテ漸次進ンデ參リマシタモノモアリマス又仕事振リニ於キマシテモ段々ニ改善進步ノ傾向ガナイノデモアリマセヌカラシテ今日ノ時代ニ適應スルモノヲ擇ヘルト云フコトガ最モ急務デアルト云フコトヲ深く感ジマシテ先年來之ガ改正ヲ企畫シタノデアリマス偶々本協會カラ大正五年及大正十年ニ改正ノ請願ヲ御出シニナリマシタ一方デハ一般ノ會計法及之ニ附帶シマスル附帶規定ガ改正サレマシタ爲ニ旁々此改正ノ機運ヲ促進致シマシテ皆様ノ御希望ヲ成ルベク容レ且ツ又今日ノ時代ニ最モ添フヤウナ契約書ヲ作ランガ爲ニ一昨年來之ガ調査ニ掛リマシテ最近成案ヲ得テ發表スルコトニナツタノデアリマス是カラ其變リマシタ主ナル點ヲ各箇條ニ就イテ御話致サウト存ジマス

先程申シマシタヤウニ契約書ハ請負入札者心得書ノ附帶トナツテ居リマシテ此度心得書ノ方モ改正ヲ致シマシタガ夫ハ極ク僅少ノ部分デアリマスカラ省略致シマス契約書ノ方デ變ツタ所ヲ申上ゲマスト會計法ノ改正ニ依リマシテ契約保證金ガ現金ニ非ザレバ有價證券デ好カツタモノガ國債ト限定セラレタト云フコトガ一ツノ變更ノ點デアリマス

第一條ハ在來ノ規定トハ著シク變ツテ居リマスルガ單ニ契約保證金ノ納付ニ關スル條項夫ニ附帶シマスル所ノ關係條項ヲ集メタト云フニ過ギマセヌカラ是モ説明ヲ申上グル程ノコトハアリマセヌ

第二條ガ三ツゴザイマスガ是モ今迄ト大差ナク唯從來ハ工事ガ二個以上ニ分タザル工事ト二個以上ニ分ツ工事トガ分ケテナカツタノヲ茲ニ明カニ條文ヲ變ヘマシタ兩方ノ場合ニ別々ニ適用スルヤウナモノヲ作り尙ホ聯動裝置、計重臺等ノ特殊工事ノモノヲ一ツ設ケタニ過ギナイノデアリマス是亦重大ナコトデハアリマセヌ

第三條ハ變更シマシタ主ナル點ノ一ツデゴザイマスガ本條ノ但書ニ「但シ第七條ニ依リ設計變更又ハ中止ノ爲メ竣功期限ヲ變更シタル場合ニ於テ當初契約シタル期限到來シタル時ハ設計變更及ビ之ニ關聯シタル部分又ハ中止シタル部分ヲ除キタル既濟部分ニ對シ乙ノ請求ニ依リ受渡ヲ爲スコトアルベシ」ト云フコトガ加ハツタノデアリマス之ヲ加ヘマシタ

理由ハ請負者ノ受渡前ニ生ジマスル危険負擔ヲ除キマシテ請負者ノ利益保護ノ範圍ヲ擴張シタニ他ナラヌノデアリマス夫カラ第二項ニ「工事受渡前ニ生ジタル損害ハ乙ノ負擔トス但シ甲ノ責ニ歸スベキ事由アルトキ又ハ稀有ノ天災事變ニ起因スル既濟部分ノ損害ニシテ甲ガ重大ト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ」ト云フ條項ハ在來ノト大イニ趣ヲ異ニシテ居ルノデアリマス元ノ契約書ニ依リマス甲ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ起因スルモノハ全部乙ノ負擔トナツテ居リマシタガ天災事變ニ起因スルモノ迄モ乙ノ負擔トスルコトハ穩當デナイト考ヘマシテ重大ト認メタモノハ甲ガ負擔スルト云フ條項ヲ明記シタノデアリマス

第四項ハ在來ノ契約書ニ依リマスト些少ノ變更又ハ示方書ニ明記シテナイ些少ノ工事ヲ行ヒマスル場合ニハ乙ノ負擔スルト云フコトガアツタノデアリマスガ此度ノハ甲乙協定ノ上乙ノ負擔ニ於テ施行スベシト致シマシテ請負者ノ容喙ヲ許スコトニシタノデアリマス尙ホ在來ハ建物ニ限ツテアリマシタガ最モ工事些少ノ變更ト少シ範圍ヲ廣ク致シマシタ第五條ハ工事施行上臨機ノ措置ノ費用ハ在來ノニ依リマスト全部乙ノ負擔デアリマシタガ是モ「特別費用ヲ要スルトキハ甲之ヲ支拂フベシ」ト云フコトニナリマシタ

第六條ハ第三項ガ元ノデハ請負金額内譯書ノ單價ニ依リ難キモノトアリマシタノヲ甲ニ於テ不適當ト認メル時ト變更致シマシタ是ハ在來ノハ文句ガ甚ダ明瞭ヲ缺クト云フ點カラ甲ニ於テ不適當ト認ムルトキト云フ方ガ適當デアルト認メタノデアリマス而シテ其單價ハ前ノハ甲ノ相當ト認ムルト云フコトデアリマシタガ甲乙協定ニ依ル單價ト變更致シマシタ第七條ハ第一項ニ於キマシテ「請負金額内譯書ノ單價若クハ其ノ之ニ依ルヲ甲ニ於テ不適當ト認ムルモノアルトキハ」トシマシタ在來ハ依リ難キトアリマシタノヲ「甲ニ於テ不適當ト認ムルトキハ」ト改メマシタ第二項ハ從來ナカツタノデアリマス「前項ノ場合ニ於テ乙ニ重大ノ損害ヲ來シタルトキハ甲ハ相當ト認ムル補償ヲ爲スベシ」ト云フノガ新タニ加ハリマシタ第三項ハ「前項ノ損害ガ現場ニ存在スル検査濟材料ニシテ本契約ノ工事ニ使用シ能ハザルニ起因スルトキハ甲ハ之ガ賠償ヲ爲シ又ハ代價ヲ支拂フモノトス」ト云フノデアリマス是モ前ノト變ツテ居リマス此條項ノ變更ハ大分大キ

ナ變更デアリマス

茲デ一寸御注意迄ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマスコトハ甲ニ於テ不適當ト認ムル場合在來ノ示方書ニ依レバ依リ難キ場
合其場合ニ新ラシイ單價ヲ設定スルト云フコトハ在來モアリマシタ今後トテモ其必要ヲ認メタ時ニハ之ヲ無論實施スル
考デアリマスガ是ハ餘程六ケシイ問題デアリマシテ之ヲ適用スル場合ニハ餘程考慮ヲ要スルコト、考ヘルノデアリマス
兎角新ラシイ設計變更ヲスルト云フヤウナ場合ニハ請負者ノ側カラ云ヘバ新ラシイ單價ニ依リマシテ成ルベク好イ値段
ヲ設ケテ貫ヒタイト云フ希望ガ出ル傾向ガアリマス之ニ反シテ若シ設計變更ノ場合ニ減ズル方ガ適當ダト認メルヤウナ
場合デモ之ヲ減ズルト云フコトハ非常ニ困難デアアルガ今後ハ減ズベキ場合ニハ必ズ減ズルト云フ覺悟ヲ持ツテ頂キタイ
斯クシテ本條項ノ適用上遺憾ナキヲ期シタイト思ヒマス

第八條ハ新シク加ハツタ條項デアリマスガ從來ハ工事ノ中止期間ハ單ニ鐵道省ノ自由デゴザイマシテ請負人ノ容喙ヲ許
サナカツタノデアリマスガ之ガ可ナリ相當ノ期間ニ亘リマスト中止ハ大イニ苦痛デアラウト考ヘマシタノデ「前條第一
項ノ中止ニシテ其期間ガ繼續シテ六箇月以上ニ及ブトキハ乙ハ契約ノ解除ヲ請求スル事ヲ得」ト云フ條項ヲ追加致シマ
シタ第九條ハ餘リ大キイ變更デアリマセヌガ前ノ契約書ヨリ明カニ致シマシテ建物工事ノ場合ニアリテハ出來高歩通
リデ算出スル其他特殊ノ工事ニ對シテハドウスルト云フヤウナ條項ヲ明記致シマシタ

第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五條ハ多少文句ヲ修正致シタ所ハゴザイマスガ趣旨ニ於テハ在來ノト變
化ハアリマセヌ

第十六條ニハ受渡前ニ出來タ既成工作物ヲ受渡前ニ使用シ若ハ既成ノ工作物ニ對シ他ノ設備工事ヲ施行シタ場合請負人
ニ損害ヲ及ボシタ時ハ補償ヲ與ヘルト云フ意味ノコトヲ加ヘルコトニ致シマシタ是ハ在來ナカツカノデアリマス

第十七條ハ即チ工事ノ全部又ハ一部ヲ解約致シマシタ場合ニ先程申シマシタ第七條ノ規定ヲ準用致シマス隨ツテ重大ナ
ル損害ヲ來シマシタヤウナ場合ニハ相當ノ補償ヲ致シマスシ夫カラ検査濟材料ハ在來ノ契約書ニ依リマスト必ズ是ハ金

ヲ拂ヒマシテ鐵道省ガ取得スルコトニナツテ居リマシタガ是ハ必ズシモ取得シナイデモ宜シイト云フコトニ第七條ニ依
ツテナルノデアリマス賠償丈ケスレバ宜イト云フコトニナリマス

第十八條ハ第三條但書ニヨル受渡ノ部分及契約解除セシ部分ニ對スル遲滯料ヲ徵收セザルコトヲ明記シタニ過ギナイ
第十九條ハ第一號ニ在來ノニ依リマスト乙ガ契約ヲ解除シマシタ場合ニハ凡テ此條項ヲ適用スルコトニナツテ居リマシ
タノヲ先程申シマシタヤウニ乙ガ契約解除ノ請求權ヲ有スルコトニナリシタ結果「正當ノ事由ナクシテ」ト云フ文字ガ
第一號ニ加ハルコトニナツタノデアリマス夫カラ前ノニ依リマスト此處ニ舉ツテ居リマス一二三四五ノ他ニ「以上各號
以外本契約ノ各號ニ違背シタル」ト云フ條項ガゴザイマシタガ此文字ハ鐵道省ガ權利ヲ行使シマス上ニ於テ範圍ガ明カ
デゴザイマセヌカラ之ヲ削除シマシテ請負者ノ不安ヲ減ラスコトニ致シマシタ又契約保證金免除ノ場合ノ違約金十分ノ
一以內ノ「以內」ヲ削リマシタ

第二十條ハ第十九條同様一號ヲ變更致シマシタ

第二十一條第二十二條ハ在來ノト大差ガゴザイマセヌ

第二十三條ハ從來ノ契約書ニ依リマスト省ノ命令ニ從ハズシテ修補ヲ爲サナイ場合ハ無代價デ取得スルト云フヤウナ意
味ガアリマシタガ之ヲ削除致シマシタ

第二十四條ハ在來ノト大差ガゴザイマセヌ

第二十五條ハ新ラシク加ハツタ條文デアリマス即チ工事ノ瑕疵ニ付イテハ引渡後木造ノ物ハ一箇年木造以外ノ物ハ二箇
年ノ擔保期限ヲ附スルコトニナツタノデアリマス在來ノハ擔保ノ規定ガアリマセヌ爲ニ民法第六百三十八條ニ依リマシ
テ責務ハ請負者ノ負擔スルコトニナツテ居リマシタ即チ一般ノ建造物ハ五箇年石造煉瓦造等ハ十箇年ト云フヤウナ擔保
期限ガアル譯デアリマスガ是モ明カニ此處ニ夫ヨリモツト短カイ期限ヲ設定スルコトニ致シマシタ

第二十六條第二十七條モ在來ノモノト大差ガアリマセヌ

第二十八條ニハ鐵道省ノ支給シマスル材料又ハ貸與シマスル所ノ器具機械ニ對スル請負者ノ保管責任ハ在來ノ契約書ニ依リマスト無限責任デアリマシタガ夫ヲ輕減致シマシテ甲ニ責ノアル時夫カラ不可抗力ニ起因スル時ハ其限リテナイト云フコトニ致シマシタ

第二十九條ハ是モ在來ノモノニ大差ゴザイマセヌ第三十條モ同ジコトデアリマス

第三十一條ハとろりノ使用條文デアリマシテハ從來必要ナ場合ニ加ヘテ居リマシタノヲ此處ニ舉ゲルコトニシタニ過ギナイノデアリマス

以上ガ今回改正ニナリマシタ契約書ノ改正要點デゴザイマス今迄申上ゲマシタ改正要點ヲヨク御覽下サレバ凡テ請負者ノ利權ヲ増進スルト云フ結果ニナルト考ヘルノデアリマス隨ツテ從來ノ契約書ニアリマス所ノ先程申シマシタ種々ノ缺點モ是ニ依ツテ全ク救済サル、コト、ナルダラウト存ジマス又先頃來本協會カラ御提出ニナリマシタ所ノ契約書改正ノ請願ト御對照下サレバ其大部分ハ今回ノ改正ニ依ツテ鐵道省ガ容レタト云フコトニナツテ居リマス中ニハ極ク僅少ノモノハ採用シナイモノモアリマスガ一方御申出ノナイモノデ是ニ加ハツタモノモアルノデアリマス

尙ホ之ヲ外國殊ニ權利義務ノ喧シイ米國ノ示方書等ト比較シマスルト思半ニ過グルモノガアルノデアリマス即米國等ノ工事示方書ト云フモノハ寧ロ鐵道省ノ今迄ノ示方書ニ近イモノガ多イヤウニ思ハレルノ見ル所ニ於テハ甲乙協定ト云フヤウナ請負者ノ容喙ヲ容レルヤウナ條文ハ餘リ認メナイヤウニ思ハレマス夫等ノ點カラ考ヘマシタナラバ此契約書ハ或ル意味カラ云ヘバ米國等ヨリモ進歩シテ居ルト云フコトニナリハシナイカト考ヘルノデアリマス

然ラバ日本ノ請負者ガ米國ノ夫ニ比シテ大イニ信用ノ程度其他ニ於テ優ツテ居ルカト云フト然リト答ヘラレナイノハ甚遺憾トスル處デアリマス今日ノ請負者ガ昔日ノ比テナイモノ、アルコトハ先程申上ゲマシタ通りデアリマスガ未ダ今日ト雖モ入札ニ於ケル種々ノ弊習デアルトカ或ハ工事ヲ下請人ニ委任シテ餘リ顧ミナイトカ或ハ工事施行ノ方法ガ餘リ優ツテ居ナイト云フヤウナモノガ往々ニシテアルト云フコトハ何人モ否認シ難イコトデハナイカト存ジマス本契約書ノ改

正ハ先程申シマシタヤウニ請負人ニ十分ノ信用ガアリ確實ニ義務ヲ履行サル、モノト見做シ之ニ應對スルノ趣旨ニ出デ
 タモノデアリマス請負者ハ無論今後ニ於テ前述ノ弊習缺點ヲ改ムル様努力セラルト思ヒマスガドウカ鐵道省ガ今回改
 正シマシタ所ノ趣意ヲ御汲ミ取り下サイマシテ速ニ弊習トカ或ハ工事施行上ノ遺憾ナル點ハ大ニ之ヲ改善サレマシテ工
 事ノ實績ヲ立派ニ擧ゲラレルヤウニ漸次請負業ノ發達進歩ヲ期セラレンコトヲ偏ヘニ希望スル次第デアリマス契約書改
 正ノ要點ヲ述ベルト同時ニ私ノ希望ヲ述ベテ置キマス御清聽ヲ汚シマシテ甚ダ恐入リマシタ

問 天災事變ノ解釋ハ天災ハ大抵分ツテ居リマスガ事變ト云フノニハ今迄ハアリマセスケレドモ「すとりいさ」トカ戦争
 ノ爲ニ物價勞銀ガ騰貴シタト云フヤウナ場合ニ適用サレルノデアリマスカ事變ト云フモノ、解釋ガ分リマセヌガサウ
 云フモノモ含マレテ居ルノデアリマスカ

答 第三條ニ就テノ御質問ト思ヒマスガ天災ニ類スル即チ請負人ノ注意ニ依リ避クベカラザル「すとりいさ」ニシテ稀有
 ニ重大ナルモノハ此ノ但書ニ入ルモノト思ヒマス又戦争ノタメ物價ノ騰貴スル様ナ場合ハ既濟部分ニ直接損害ヲ與ヘ
 ルトハ思ハレマセヌ

問 第七條第二項「其ノ之ニ依ルヲ甲ニ於テ不適當ト認メル」ト訂正サレテゴザイマスガ前ノ「依リ難キ」ト云フノハ
 モウ少シ範圍ガ廣イノデアアリマセヌカ例ヘバ設計ヲ變更スル爲ニ或ハ杭ノ長四十尺迄ノモノガ四十尺以上ノ物ガ殖
 ヘルトカ云フモノモ矢張り之ニ依リ難キモノト云フ範圍ニ入ルノデハナイカト思ヒマスガ之ニ依ルヲ不適當ト認メル
 ト云フコトニナリマスト凡テ請負金額ノ内譯書ニアル單價ノミヲ指シタヤウニナリマセヌカ

答 在來ノ契約書ニテハ「依リ難キ」ト云フコトヲ往々貴方ノ述ベラレタル例ノ如キ場合ノミニ解釋スル人モアリ又ハ
 契約書ニ擧ツテ居ルモノデアツテモ前ノ契約ノ單價ニ依ルヲ不適當ト認メル場合ヲモ含ムト解釋スル人モアル爲ニ其
 處ニ明瞭ヲ缺イテ居リマシタ今御話ノヤウニ内譯書ニナイモノヲ増シマスルノハ當然ノ話デアリマスガ然シ擧ツテ居

ルモノデモ甲ガ在來ノモノニ依ルヲ不適當デアルト認メタ場合單價ヲ設定シヤウト云フコトガ今回ノ改正案デ明白ニサレタノデアリマス前ヨリ狹クナツタ譯デハアリマセヌモツト明瞭ニナツタノデアリマス新シク設ケルモノハ當然ノ話デアリマス

問 第九條ノ二項ニ「建物工事ニアリテハ出來高歩通リニ依リ算出スル」ト云フコトニナツテ居リマス是ハ持込材料ニ對シテハ矢張り歩通リヲ見テ頂クヤウニナルノデアリマセウナ

答 是ハ矢張り在來ノ習慣ノ通り持込材料ハ見テ居リマセヌ出來高歩合デ見テ居リマス夫デアリマスカラ建物デモ木造ノ場合ト異リ鐵骨構造デハ之ヲ見込ムノガ至當ト思ヒマスカラ第三項ヲ設ケタノデアリマス

問 然シ木造ノ建物デモ材料ノ持込ニ對シテ支拂ヲ受ケナイト云フコトハ請負人ハ非常ニ苦痛ナノデアリマス矢張り御認メニナラナイノデアリマスカ

答 前ニ申シタ意味ナノデアリマス

問 二十五條ノ瑕疵ト云フコトノ解決ヲ伺ヒタイノデアリマス

答 例ヘバ隧道ヲ造リマシテ其煉瓦捲ニ仕事ノ缺點ガアル爲ニ夫ガ二箇年以内ニ一年半カ一年位ニ壞レタト云フ場合ニ夫ハ請負人ノ負擔ニ依ツテ之ヲ直ス併シ乍ラ之ガ二箇年以上ニナルト云フヤウナ場合ニハ此ノ必要ハナイ若シ此條文ナクシテ民法第六百三十八條ニヨルノデアリマスト夫ヲ適用スレバ十箇年ノ間ハ擔保期間ガアルコトニナリマスカ本條ヲ設ケタ結果二箇年以上ハ直ス義務ハナイコト、ナリマシタ

問 マア不正工事ノヤウナモノニ主ニ適用サレルノデアリマスカ

答 正シクヤレバサウ云フ瑕疵ハ出來ナイノデアリマス

問 擔保ノ責ト云フノハ唯夫ヲ造リ直スト云フノデアリマスカ

答 サウ云フ意味デアリマス (完)